



消石灰を取り扱う際の注意

▼ 消石灰は、消毒資材の一つとして有用であり、家畜伝染病予防法の改正や病気の防疫対策の強化のため、今後も活用していただきながら、家畜衛生対策の徹底をお願いしているところです。

消毒用消石灰は比較的安全なものですが、強いアルカリであるため、その取扱いには注意が必要です。

今般、山口県で農作業中に肥料用消石灰が眼に入り失明するという事故がおきました。

使用する際には、身体に触れないように注意しましょう。

1. 保護メガネ（眼に入らないように！）
2. 保護手袋（ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないように！）
3. 保護マスク（吸い込んだり飲み込まないように！）
4. 保護衣服（防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないように！）

万が一の際には

眼に入った場合：すぐにきれいな大量の水で15分以上洗い、

吸い込んだ場合：きれいな空気のところへ移動して、水でうがい、鼻の穴も洗い、

飲み込んだ場合：すぐに大量の水で口の中をよく洗い、

皮膚に付いた場合：すぐに大量の水で洗い流して、強い肌荒れや火傷などがあれば、

→ 速やかに医師の診察を受けて下さい。

注意点

1. 皮膚、口、呼吸器などを刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
2. 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
3. 皮膚に付いた消石灰が水や汗に触れて発熱し、火傷を引き起こすことがあります。
4. 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
5. 子供の手の届かない所に保管してください。

消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら、散布してください。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp